

高齢者を狙う 催眠商法(SF商法)にご注意を!

<相談事例1>

スーパー敷地内のプレハブ会場で、電位治療器のお試しを数回体験し、効果を感じたので商品を購入。しかし、体験時は業者任せだった準備作業が、自分でやってみると思っていたより大変だった。返品したい。(80歳代 女性)

<相談事例2>

別居している母親が、15万円のベッドマットレスを購入していた。近所の友人たちと日用品の安売りをを行う集会所に通っており、そこで勧められて断りきれずに契約したとのこと。詐欺ではないだろうか。(60歳代 女性)

<催眠商法(SF商法)とは>

閉鎖された会場に人々を集め、健康器具の無料体験や日用品の無料配布などを行います。その後、巧みな話術で雰囲気盛り上げ、冷静な判断ができなくなった来場者に対し、高額な商品を契約させる販売手口です。

➤ アドバイス ‹



- ◆ 無料で商品がもらえる等の誘いに乗って、安易に会場に近づかないようにしましょう。タダより高いものはありません。
- ◆ 「今日だけ」「今だけ」「特別に」などと勧誘されても、その場で契約しないようにしましょう。
- ◆ ご家族や周囲の方は、購入済みの商品やお金の使い方について、高齢者を責めたり怒ったりせずに、寄り添いながら話し合いをしましょう。
- ◆ 契約書面を受け取って8日以内であれば、「クーリング・オフ」ができる場合があります。

お困りの際は、早めに ✨ 消費生活センター ✨ に **ご相談**ください!

消費者ホットライン ☎188(いやや) ※通話料はすべて有料です

～ あなたの地域の消費生活センターにつながります ～

北九州市立消費生活センター【ウエルとばた7F】	☎ 861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎ 582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎ 951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎ 641-9782

※令和8年1月より、これまで随時受けていた「来所相談」は、

原則、事前に「電話相談」していただき、必要な場合のみとさせていただきます。

ほとんどのご相談は電話で対応可能であり、皆さまに来所いただく負担を軽減するためです。

何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。



まもりん



みもりん